

## 個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則案の概要

### 1. 趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）においては、手続等のオンライン化の方法等を主務省令に委任しており、これを受けて、個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第2号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）においては、個人情報保護委員会が所管する法令に係る手続等のオンライン化の方法等を規定している。

今般、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）により行政手続オンライン化法が改正されることに伴い、個人情報保護委員会規則について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 改正内容

- (1) 個人情報保護委員会規則で定めることとされた事項についての規定を定める。
  - ア 電子情報処理組織の内容を規定する。
    - ・ 電子情報処理組織の内容を明確化するため、「行政機関等の定める技術的基準に適合するもの」として規定する。（第3条、第6条）
  - イ 申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合を規定する。
    - ・ 対面による本人確認、原本確認を要するもの（第5条）
  - ウ 電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式を規定する。
    - ・ 電子情報処理組織による処分通知等を受けることを希望する旨の届出等（第8条）
  - エ 署名、押印等に代わる措置を規定する。
    - ・ 電子署名又は行政機関等の指定する方法（第10条）
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

### 3. 施行期日

- ・ 行政手続法第39条第1項の規定に基づき、今後1か月間意見募集を行う。
- ・ デジタル手続法の施行日（本年12月上旬）に施行する。